



熊本県公報

第 1 2 3 1 7 号

平成 26 年 5 月 20 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法の規定による介護機関の指定…………… (") 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 2
- 救急医療機関に関する撤回…………… (医療政策課) 3
- 救急医療機関に関する認定…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施…………… (薬務衛生課) 5

登 載 依 頼

- 平成 2 6 年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議 (第 1 回) の開催…………… (熊本県社会福祉審議会) 7
- 指定講習機関の代表者変更…………… (警察本部運転免許課) 7
- 運転免許取得者教育の認定を受けている自動車教習所の代表者変更…………… (") 7

正 誤

- 平成 2 6 年 5 月 9 日熊本県公報第 1 2 3 1 4 号目次中…………… (健康危機管理課) 8

告 示

熊本県告示第 5 2 8 号

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 5 5 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 3 0 号) 第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。) において準用する生活保護法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。) の規定により告示する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者 [柔道整復師])

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
今村 貴弘	今村整骨院	菊池郡大津町引水 4 7 番地 5	平成 2 6 年 5 月 2 日

熊本県告示第 5 2 9 号

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム ひごっ家 菊池市泗水町福本 7 8 0 番地	医療法人社団 孔子会 菊池市泗水町福本 9 0 4 番地 1	平成 2 6 年 2 月 2 6 日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム ひごっ家 菊池市泗水町福本780番地	医療法人社団 孔子会 菊池市泗水町福本904番地1	平成26年2月26日

熊本県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスまごころ本舗 三 里木苑 菊池郡菊陽町津久礼2949- 4	株式会社 dream factory 熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目8- 15	平成26年2月19日
JAくま 福祉の里 木綿葉 「サロン do 須恵」 球磨郡あさぎり町須恵覚井82 8番地	球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町大字一武2657番 地の4	平成26年3月10日
茶話本舗デイサービス杉並台 合志市幾久富1647-205	株式会社きらる 熊本市中央区辛島町4番35号	平成26年3月13日
デイサービスひだまり 水俣市大園町3丁目1-27	株式会社たいよう福祉会 水俣市大園町3丁目1-27	平成26年3月1日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション山都 上益城郡山都町北中島505- 5	株式会社 山都 上益城郡山都町北中島505- 5	平成26年2月1日

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
うちだ内科医院 山鹿市山鹿343	平成26年4月1日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
サプリホーム 上益城郡益城町惣領1594- 24	株式会社コブス空間デザイン 熊本市東区长嶺南6丁目25番 32号	平成26年3月17日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション山都 上益城郡山都町北中島505-5	株式会社 山都 上益城郡山都町北中島505- 5	平成26年2月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
JAくま 福祉の里 木綿葉 「サ ロン do 須恵」 球磨郡あさぎり町須恵覚井828 番地	球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町大字一武2657番 地の4	平成26年3月10日

デイサービスひだまり 水俣市大園町 3 丁目 1 - 2 7	株式会社たいよう福祉会 水俣市大園町 3 丁目 1 - 2 7	平成 2 6 年 3 月 1 日
-----------------------------------	------------------------------------	------------------

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
うちだ内科医院 山鹿市山鹿 3 4 3	平成 2 6 年 4 月 1 日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
サブリホーム 上益城郡益城町惣領 1 5 9 4 - 2 4	株式会社コブス空間デザイン 熊本市東区长嶺南 6 丁目 2 5 番 3 2 号	平成 2 6 年 3 月 1 7 日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
サブリホーム 上益城郡益城町惣領 1 5 9 4 - 2 4	株式会社コブス空間デザイン 熊本市東区长嶺南 6 丁目 2 5 番 3 2 号	平成 2 6 年 3 月 1 7 日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
サブリホーム 上益城郡益城町惣領 1 5 9 4 - 2 4	株式会社コブス空間デザイン 熊本市東区长嶺南 6 丁目 2 5 番 3 2 号	平成 2 6 年 3 月 1 7 日

(居宅介護支援事業者)

事業者の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 笑和 山鹿市鹿央町千田 1 7 0 0 番地 1	合同会社ケアサポートまごころ 山鹿市鹿央町千田 1 7 0 0 番地 1	平成 2 6 年 3 月 1 3 日

熊本県告示第 5 3 1 号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

名 称	所 在 地	撤 回 日
健康保険熊本総合病院	八代市通町 1 0 番 1 0 号	平成 26 年 3 月 31 日
健康保険人吉総合病院	人吉市老神町 3 5 番地	平成 26 年 3 月 31 日
健康保険天草中央総合病院	天草市東町 1 0 1 番地	平成 26 年 3 月 31 日

熊本県告示第 5 3 2 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

名 称	所 在 地	認 定 期 間
熊本総合病院	八代市通町 1 0 番 1 0 号	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
人吉医療センター	人吉市老神町 3 5 番地	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

天草中央総合病院	天草市東町101番地	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
----------	------------	-----------------------------

熊本県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年5月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	外牧大林線	菊池郡大津町大字錦野字亀甲 20番3地先から 菊池郡大津町大字大林字前田 53番地先まで	前	4.6 ～ 13.7	294.8	防交安
			後	10.3 ～ 46.2		

2 区域を変更する期日 平成26年5月20日

熊本県告示第534号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アテナ	たんぼぼ薬局	人吉市相良町7番27	平成26年5月12日	居宅療養管理指導

熊本県告示第535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アテナ	たんぼぼ薬局	人吉市相良町7番27	平成26年5月12日	介護予防居宅療養管理指導

熊本県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年5月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	槻木田代八重線	球磨郡多良木町大字槻木字小川内 620番14地先から 同所	前	3.6 ～ 13.1	52.0	橋りょう改築工事変更
			後	5.1		

		5 8 2 番地先まで	後	～ 13.1	52.0	
--	--	-------------	---	-----------	------	--

2 区域を変更する期日 平成 2 6 年 5 月 2 0 日

公 告

熊本県公告第 2 6 8 号

毒物及び劇物取締法（昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 2 6 年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）第 8 条の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成 2 6 年 8 月 5 日（火） 午前 1 0 時から正午まで
なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成 2 6 年 8 月 1 9 日（火）に延期する。
- (2) 場所
九州学院高等学校（熊本市中央区大江五丁目 2 番 1 号）

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち 1 種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1) 1 8 歳未満の者
- (2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

- (1) 試験の方法
試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。
- (2) 試験の範囲
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第 2 に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第 2 に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

- (1) 受験願書の請求等
受験願書は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。
なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験願書請

求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所に請求すること。

(2) 受験願書受付期間

平成26年6月9日（月）から同年6月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成26年6月9日（月）から同年6月20日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所とする。

(4) 受験手数料

10,700円

(5) 受験願書を郵送で提出する場合

郵送で提出する場合は必ず書留とし、封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書きすること。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、平成26年7月下旬に受験者宛てに送付する。

7 解答及び合格基準の公表

平成26年8月12日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に解答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

平成26年9月5日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

(2) 合格証の交付

平成26年9月5日（金）から平成26年9月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の期間に、受験願書を提出した機関において交付する。

(3) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成26年9月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 問合せ先（受験願書請求及び提出先）

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

(2) 熊本県有明保健所衛生環境課

郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004番地1

電話 0968-72-2184

(3) 熊本県山鹿保健所衛生環境課

郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465番地2

電話 0968-44-4121

(4) 熊本県菊池保健所衛生環境課

郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272番地10

電話 0968-25-4135

(5) 熊本県阿蘇保健所衛生環境課

郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204番地

電話 0967-32-0535

(6) 熊本県御船保健所衛生環境課

郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400番地

電話 096-282-0016

(7) 熊本県宇城保健所衛生環境課

郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400番地1

電話 0964-32-1148

(8) 熊本県八代保健所衛生環境課

郵便番号 866-8555 八代市西片町1660番地

電話 0965-33-3198

(9) 熊本県水俣保健所衛生環境課

郵便番号 867-0061 水俣市八幡町二丁目2番13号

電話 0966-63-4104

(10) 熊本県人吉保健所衛生環境課

郵便番号 868-0056 人吉市寺町12番地1

電話 0966-22-3107

(11) 熊本県天草保健所衛生環境課

郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530

電話 0969-23-0172

登 載 依 頼

熊 本 県 社 会 福 祉 審 議 会 公 告 第 1 号

熊 本 県 社 会 福 祉 審 議 会 高 齢 者 福 祉 専 門 分 科 会 保 健 福 祉 推 進 部 会 の 会 議 を 次 の と お り 開 催 す る。
平 成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊 本 県 社 会 福 祉 審 議 会 高 齢 者 福 祉 専 門 分 科 会
保 健 福 祉 推 進 部 会 部 会 長 小 川 全 夫

- 1 開 催 日 時
平 成 2 6 年 5 月 2 8 日 (水) 午 後 2 時 か ら 午 後 4 時 まで
- 2 開 催 場 所
熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 千 葉 城 町 3 - 3 1
K K R ホ テ ル 熊 本 2 階 ロ ー ズ ル ー ム
- 3 議 題 等 (予 定)
 - (1) 議 題
 - ア 次 期 (第 6 期) 熊 本 県 高 齢 者 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 支 援 計 画 策 定 に 向 け た 基 本 的 考 え 方 に つ い て
 - イ その他
 - (2) その他
- 4 傍 聴 者 の 定 員
2 0 人
- 5 傍 聴 手 続
 - (1) 会 議 の 傍 聴 の 受 付 は 、 午 後 1 時 3 0 分 か ら 午 後 2 時 まで 会 議 の 会 場 前 に お い て 行 い 、 部 会 長 の 許 可 を 得 た う え で 、 事 務 局 の 指 示 に 従 い 、 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る 。
 - (2) 傍 聴 者 に つ い て は 、 受 付 先 着 順 に 決 定 す る 。 た だ し 、 受 付 開 始 時 点 で 既 に 定 員 を 超 え る 希 望 者 が あ っ た 場 合 は 、 抽 選 に よ り 傍 聴 者 を 決 定 す る 。
- 6 問 合 せ 先
熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
熊 本 県 社 会 福 祉 審 議 会 高 齢 者 福 祉 専 門 分 科 会 事 務 局 (熊 本 県 健 康 福 祉 部 長 寿 社 会 局 高 齢 者 支 援 課 総 務 企 画 班) (電 話 : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 1 5)

熊 本 県 公 安 委 員 会 告 示 第 1 0 号

指 定 講 習 機 関 に 関 す る 規 則 (平 成 2 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 1 号) 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 指 定 講 習 機 関 か ら 次 の よ う に 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 告 示 す る。
平 成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 委 員 長 山 本 隆 生

名 称 、 住 所 及 び 代 表 者 の 氏 名	特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	特 定 講 習 の 種 別	変 更 事 項	変 更 後 の 内 容	変 更 年 月 日
有 限 会 社 サ ン 自 動 車 興 業 水 俣 市 汐 見 町 一 丁 目 5 番 4 5 号 青 木 憲 二	水 俣 自 動 車 学 校 水 俣 市 山 手 町 一 丁 目 8 番 1 号	初 心 運 転 者 講 習	代 表 者 の 氏 名	辻 良 二	平 成 2 6 年 4 月 1 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 告 示 第 1 1 号

運 転 免 許 取 得 者 教 育 の 認 定 に 関 す る 規 則 (平 成 1 2 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号) 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 認 定 教 育 実 施 者 か ら 次 の よ う に 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 告 示 す る。
平 成 2 6 年 5 月 2 0 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 委 員 長 山 本 隆 生

名 称 、 住 所 及 び 代 表 者 の 氏 名	使 用 す る 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	変 更 事 項	変 更 後 の 内 容	変 更 年 月 日
有 限 会 社 サ ン 自 動 車 興 業 水 俣 市 汐 見 町 一 丁 目	水 俣 自 動 車 学 校 水 俣 市 山 手 町 一 丁 目 8 番 1 号	代 表 者 の 氏 名	辻 良 二	平 成 2 6 年 4 月 1 日

5番45号 青木 憲二				
----------------	--	--	--	--

正 誤

平成26年5月9日熊本県公報第12314号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	5	指定地方公共機関	措定地方公共機関